



## 人権に関する声明文

フランクリン・リソーシズ・インクは、米国カリフォルニア州サンマテオに本拠を置く持株会社であり、その子会社とともにフランクリン・テンプルトン（以下、「FT」という）として事業展開しています。米国における FT 傘下企業は、米国証券取引委員会を含む、各規制機関による規制の対象です。なお、米国外の FT の傘下企業も、現地規制当局の監督下にあります。

FT は、役職員および事業に関与するあらゆる人々の人権の擁護および尊重を通じて、責任ある企業市民であるよう努めています。FT が職場および社内業務に適用する方針は、国連グローバル・コンパクト（UNGC）および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に合致しています。

FT は、自社事業のいかなる部分においても現代の奴隷制や人身売買を一切容認しません。FT は、事業を行う地域において適用される現代の奴隷制および人身売買に関する規制を遵守するために、あらゆる努力を行っています。

また、事業運営に関するガイドラインや管理基準、責任ある投資や業務上の関係先による現代の奴隷制や人身売買への関与について、国別、業種リスクに基づくデューデリジェンスを行うことなどを含む、グローバル人権方針を定めています。その他、FT は従業員向けの研修を定期的実施しており、今後も世界各国における事業活動全般において人権を尊重し、支援していきます。